

件名	愛媛県港湾管理条例の一部を改正する条例
主管課	港湾海岸課
根拠法令等	
<p>【改正の概要】</p> <p>1 現状</p> <p>松山港外港地区は、愛媛県地域防災計画で防災拠点に位置付けられており、大規模災害発生後、速やかに航路啓開を行い、大量かつ効率的なコンテナによる緊急物資の受け入れ・集積を実施し、松山圏等の復旧支援を図る必要がある。</p> <p>このため、県内で唯一耐震強化岸壁とガントリークレーンを備えた松山港において、大規模災害が発生した場合でも、被害を最小限にとどめ、港の機能が維持できるよう、現在、ガントリークレーンの免震化を実施しており、平成26年2月から約2か月間ガントリークレーンが停止することとなっている。</p> <p>しかしながら、松山外港地区は、県内の物流拠点であることから、この工事に伴い、経済活動が停滞することのないよう、新たに移動式荷役機械（クローラクレーン）を一時的に設置し、ガントリークレーンの代替として使用する。</p> <p>2 改正内容</p> <p>代替クレーンとして松山港外港地区に新設される移動式荷役機械（クローラクレーン）の使用料を徴するため、使用料を定める条例の一部を改正する。</p> <p>併せて、移動式荷役機械区分の明確化を図るため、現在規定されている「ジブ付クレーン」の名称を改める。</p> <p>改正内容は次のとおり</p> <p>別表第5 2 その他の港湾施設の使用料 について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「クローラクレーン 1基30分までごとにつき 6,522円」を追加する。 ・「ジブ付クレーン」の名称を「ホイールクレーン」に改める。 	
施行日	公布の日から起算して30日を経過した日
<p>【その他参考事項】</p>	